五　地方法人税法第二十三条第一項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該基準法人税額に対する地方法人税の額から当該基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同項に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

六　地方法人税法第二十九条第二項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額から当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同条第一項に規定する所得基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

第二十八条の九第十二項第一号中「いう。以下この条」を「いう。以下この項及び第二十三項」に改め、同条第二十三項中「（次項において「確定申告書」という。）」を削り、同条第二十四項を削り、同条第二十五項を同条第二十四項とする。

第二十九条の三第二項を削る。

第二十九条の五第三項中「（次項において「確定申告書」という。）」を削り、同条第四項を削る。

第二十九条の六第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第三十条第三項を次のように改める。

3　法第五十二条の二第二項及び第五項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、次に掲げる規定とする。

一　法第四十五条第二項又は第四十六条から第四十八条までの規定

二　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第九十二条第八項又は第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十八条の規定

三　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十七条第七項又は第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条又は第四十七条の二の規定

四　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第九十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二の規定

五　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第五十二条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

六　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二の規定

第三十条第四項を削る。

第三十一条第一項を次のように改める。

法第五十二条の三第四項及び第十三項に規定する政令で定める割増償却に関する規定は、前条第三項各号に掲げる規定とする。

第三十一条第二項を削る。

第三十二条の二第七項第一号中「（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。次号において同じ。）」を削り、「同号」を「次号」に改め、同条第十一項中「第五十五条第十四項」を「第五十五条第十三項」に改め、同条第十二項中「第五十五条第十八項」を「第五十五条第十七項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改め、同条第十三項中「（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、「、法第五十五条第三項」を「、同項」に、「第七項」を「法第五十五条第六項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「第十一項」を「同条第十項」に、「第二十五項」を「第二十四項」に改め、同条第十五項中「（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含む。）」を削り、「第七項」を「第六項」に、「第十一項」を「第十項」に改める。

第三十二条の二第六項第一号中「前事業年度等（法第五十七条の五第六項に規定する前事業年度等をいう。第十三項において同じ。）」を「前事業年度」に、「同条第六項」を「法第五十七条の五第六項」に改め、同条第十三項中「（法第六十八条の五十五第六項から第九項までの規定により益金の額に算入された金額を含む。）」を削り、「、法第五十七条の五第七項」を「、同条第七項」に改め、「（その積立てをした事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同項第一号中「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同条第十四項第三号中「次に掲げる合併の区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「当該合併に係る被合併法人の最後事業年度における当年度保険料等」に改め、同号イ及びロを削り、同項第四号中「（当該分割法人又は現物出資法人の当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の八十三第十四項第二号に規定する移転前保険料等）」を削り、同条第十五項を次のように改める。

15　法第五十七条の五第七項の法人の当該事業年度（前項第一号に掲げる事業年度を除く。）が一年に満たない場合（法人税法第十四条第二項、第四項から第六項まで又は第八項の規定の適用がある場合に限る。）における第十三項の規定の適用については、同項第二号に規定する当年度保険料等（以下この項において「当年度保険料等」という。）は、当該当年度保険料等に十二を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額とする。

第三十三条の二第十七項中「第五十五条第十四項」を「第五十五条第十三項」に改め、同条第十八項中「第五十五条第十八項」を「第五十五条第十七項」に改める。

第三十三条の三第三項中「前事業年度等（法第五十七条の六第三項に規定する前事業年度等をいう。以下この項において同じ。）」を「前事業年度」に改め、「その日において法第六十八条の五十六第一項の地震保険に係る異常危険準備金の金額（以下この項において「連結異常危険準備金の金額」という。）がある場合には当該連結異常危険準備金の金額を含むものとし、」を削り、「（法第六十八条の五十六第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の」を「又は前事業年度」に、「法第五十七条の六第六項」を「同条第六項」に、「（法第六十八条の五十六第六項において準用する法第六十八条の五十五第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「とする。」を削り、同条第四項中「（法第六十八条の五十六第三項から第五項まで又は同条第六項において準用する法第六十八条の五十五第九項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）」及び「（その積立てをした事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削る。

第三十三条の四第一項中「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同条第二項中「当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、新関西国際空港株式会社の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額。」及び「当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には新関西国際空港株式会社の当該連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額とし、当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には当該個別欠損金額に当該連結欠損金額のうち新関西国際空港株式会社に帰せられる金額を加算した金額とする。」を削り、同条第三項中「第十一項」を「第十項」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」を削り、同条に次の一項を加える。

6　法第五十七条の七第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第五十七条第一項ただし書（同条第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する損金算入限度額、同法第五十九条第二項及び第三項に規定する計算した場合における当該適用年度の所得の金額、同条第五項の規定により読み替えられた同条第二項に規定する調整前所得金額及び調整前欠損金額、同法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額、同法第六十四条の七第一項第三号イに規定する十年内事業年度に係る欠損控除前所得金額、同号イ(3)に規定する十年内事業年度に係る他の欠損控除前所得金額並びに同条第七項第一号に規定する益金算入後所得金額は、法第五十七条の七第一項の規定を適用しないで計算するものとする。